

# -ガス料金（基準単位料金）の調整のお知らせ-

- 令和8年1月から令和8年3月までの財務省発表の貿易統計に基づくLNG及びLPGの3か月平均価格が確定いたしましたので、原料費調整制度に基づき基準単位料金を調整いたします。
- 調整後のガス料金表（45MJ）**  
原料価格の変動により算定した料金表は下記のとおりです。  
なお、この料金表は令和8年6月の検針分に適用されます。

令和8年2月分（1月使用・2月検針分）のガス料金からの、国の電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金による値引きは、国の事業終了に伴い令和8年4月分（3月使用・4月検針分）を持ちまして終了しました。

※2、3月検針分＝18.0円/m<sup>3</sup>、4月検針分＝6.0円/m<sup>3</sup>の値引き。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/business>)

(消費税込)

契約種別		基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m <sup>3</sup> )	調整単位料金 (6月分) (円/m <sup>3</sup> )	調整単位料金 (5月分) (円/m <sup>3</sup> )
一般契約	料金表A	572.00円	—	133.56円	132.82円
	料金表B	649.00円	—	129.28円	128.54円
	料金表C	1,130.80円	—	127.55円	126.81円
小型空調契約	1種	冬期	2,750.00円	—	—
		その他期	2,750.00円	—	94.22円
	2種	冬期	990.00円	—	—
		その他期	990.00円	—	98.62円
空調夏期契約	1種	45,100.00円	342.10円	98.29円	97.55円
	2種	12,100.00円	342.10円	107.09円	106.35円
	3種	1,980.00円	342.10円	115.19円	114.45円

- ・小型空調契約 冬期：12月～3月 その他期：4月～11月
- ・空調夏期契約 12月～3月は一般契約に適用する料金表に準拠
- ・一般契約料金表

料金表区分	使用量
料金表A	0m <sup>3</sup> から18m <sup>3</sup> までの場合
料金表B	18m <sup>3</sup> を超え279m <sup>3</sup> までの場合
料金表C	279m <sup>3</sup> を超える場合

## 4. 標準家庭における影響

(消費税込)

1か月のご使用量 30m <sup>3</sup> (45MJ/m <sup>3</sup> )	令和8年6月分	令和8年5月分	増減 (増減率)
適用料金(円/月)	4,527	4,505	22円 (0.5%)

※上記ガス料金算定式(一般契約料金表B適用): ガス料金(小数点以下切捨て) = 基本料金 + (使用量 × 調整単位料金)

※標準家庭料金は、ご家庭1件の1か月当たりの平均使用量(平成28年度～令和2年度の5か年平均＝30m<sup>3</sup>)に基づき算出しています。

習志野市企業局 令和8年4月